



(3) 投資その他の資産	
投資有価証券	29
関係会社株式・関係会社出資金	30
長期貸付金	31
破産更生債権等	32
長期前払費用	33
繰延税金資産	34
その他	35
貸倒引当金	△ 36
投資その他の資産合計	29～36の和= I
固定資産合計	G+H+I=J

III 繰延資産	
創立費	37
開業費	38
株式交付費	39
社債発行費	40
開発費	41
繰延資産合計	37～41の和=K
資産合計	A+J+K=L

負債純資産合計(U)と  
一致しているか確認

### 負債の部

I 流動負債	
支払手形	42
工事未払金	43
短期借入金	44
リース債務	45
未払金	46
未払費用	47
未払法人税等	48
繰延税金負債	49
未成工事受入金	50
預り金	51
前受収益	52
引当金	53
その他	54
流動負債合計	42～54の和=M

II 固定負債	
社債	55
長期借入金	56
リース債務	57
繰延税金負債	58
引当金	59
負ののれん	60
その他	61
固定負債合計	55~60の和=N
負債合計	M+N=O

純資産の部

I 株主資本	
(1) 資本金	61
(2) 新株式申込証拠金	62
(3) 資本剰余金	
資本準備金	63
その他資本剰余金	64
資本剰余金合計	63+64= P
(4) 利益剰余金	
利益準備金	65
その他利益剰余金	
準備金	66
積立金	67
繰越利益剰余金	68
利益剰余金合計	65~68の和= Q
(5) 自己株式	69
(6) 自己株式申込証拠金	70
株主資本合計	61+62+P+Q+69+70=R
II 評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金	71
(2) 繰延ヘッジ損益	72
(3) 土地再評価差額金	73
評価・換算差額等合計	71~73の和= S
III 新株予約権	74
純資産合計	R+S+74= T
負債純資産合計	O+T= U

【特定建設業の許可(更新)要件】  
 ①資本金(61) ≥ 20,000千円  
 ②純資産(T) ≥ 40,000千円  
 ③流動比率(A/M × 100) ≥ 75%  
 ④(P+Q)/61 × 100 ≥ -20%  
 ※上記①~④を全て満たさない場合、特定建設業の許可(更新)を受けることはできません。  
 ※現に特定建設業者であっても、要件を欠くと特定建設業の許可(更新)申請はできなくなります。その場合、特定建設業の廃業届提出及び一般建設業の許可申請が必要となります。  
 ※①~④を全て満たさない無許可・一般建設業者は、特定建設業の許可申請はできません。